

大分県報

平成二十九年
号外 (九五)
十月十九日

(木曜日)

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における繰上投票を行う地域及び期日について……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、繰上投票を行う地域及び期日を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

繰上投票を行う地域	繰上投票を行う期日
佐伯市鶴見第七投票区	平成二十九年十月二十一日
佐伯市蒲江第三投票区	平成二十九年十月二十一日
津久見市第九投票区	平成二十九年十月二十一日
津久見市第十七投票区	平成二十九年十月二十一日